



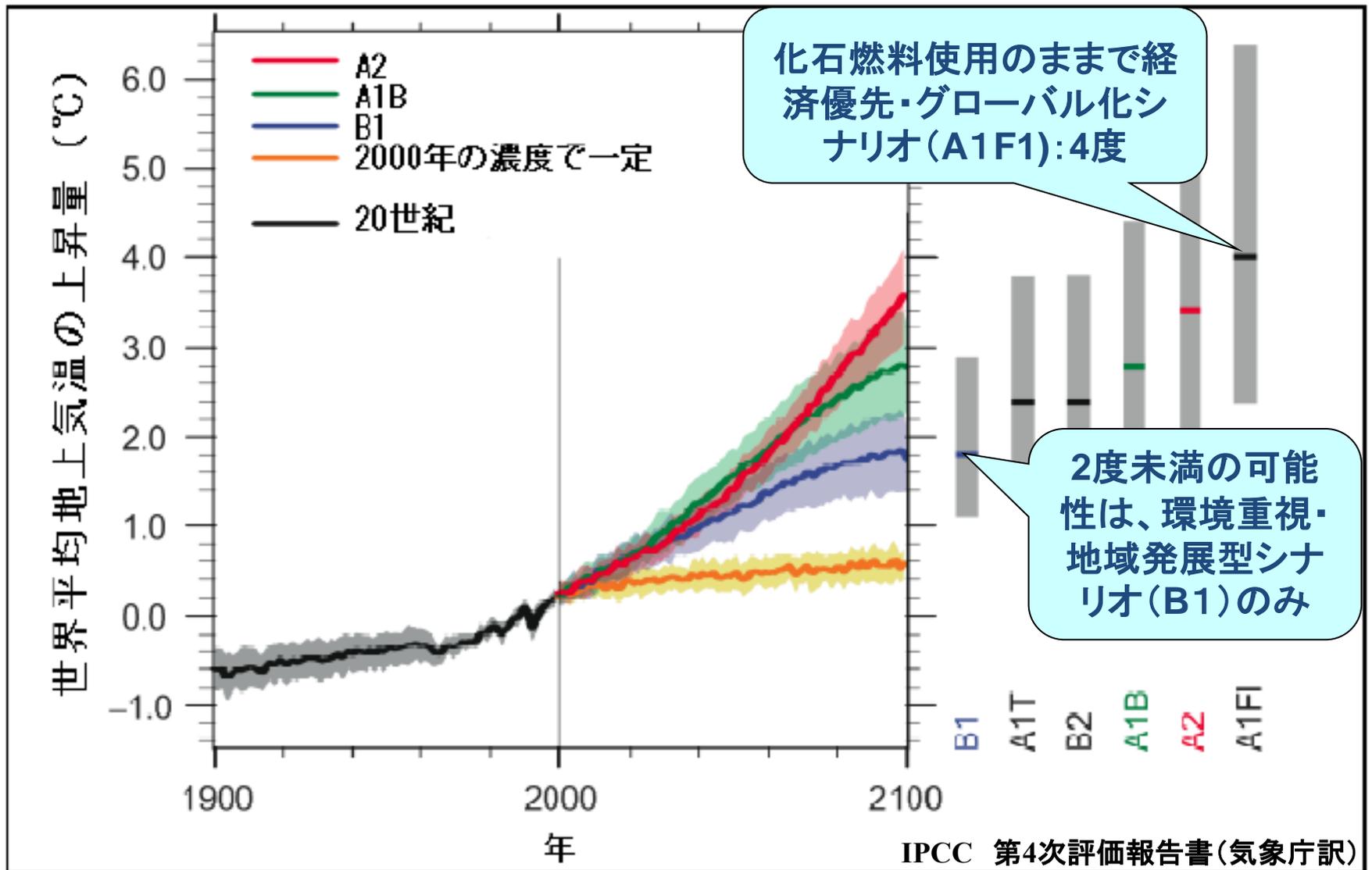
# 地球温暖化の国際交渉 基礎編

2012年10月30日(火)

WWFジャパン

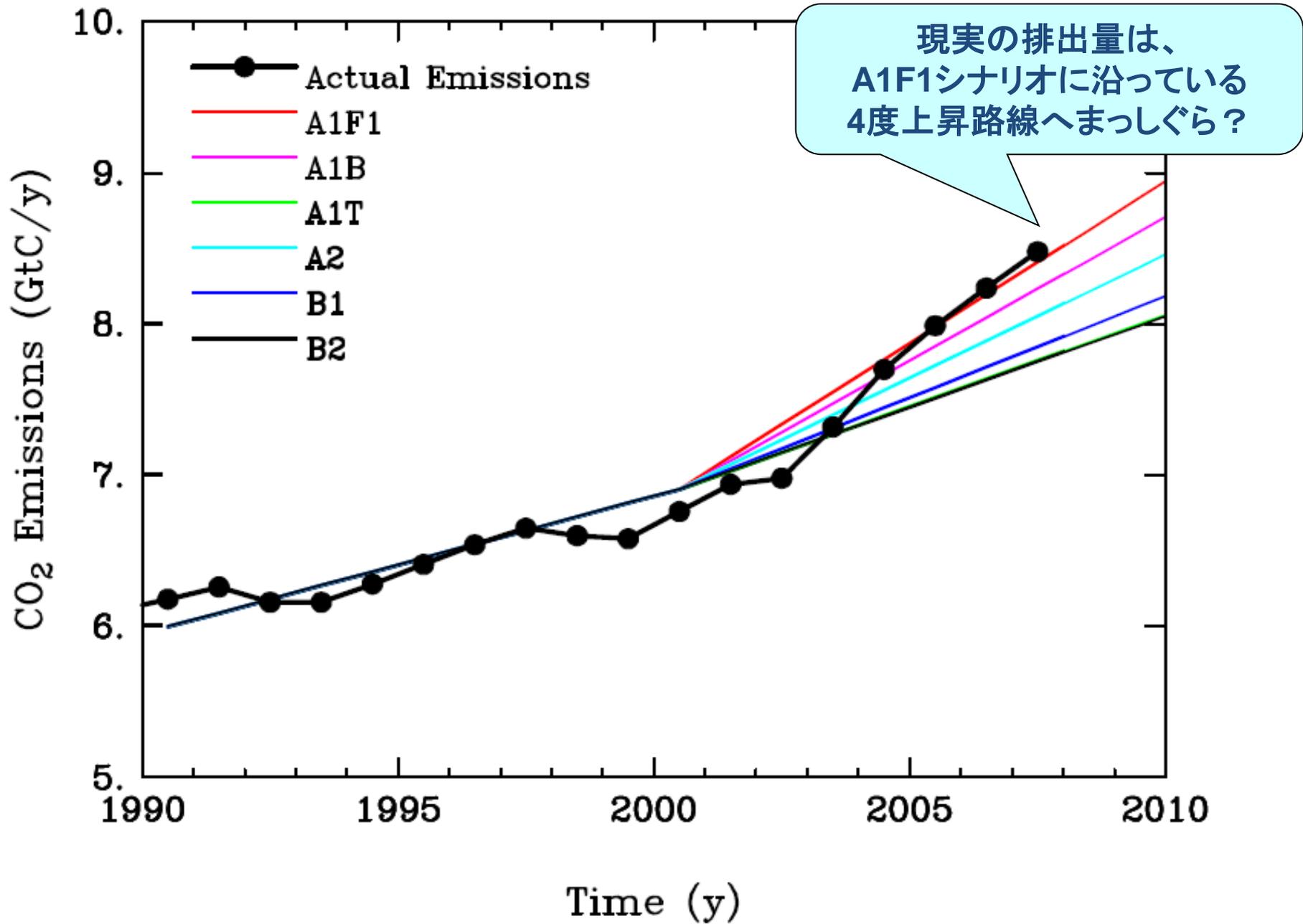
気候変動・エネルギー プロジェクトリーダー

小西雅子



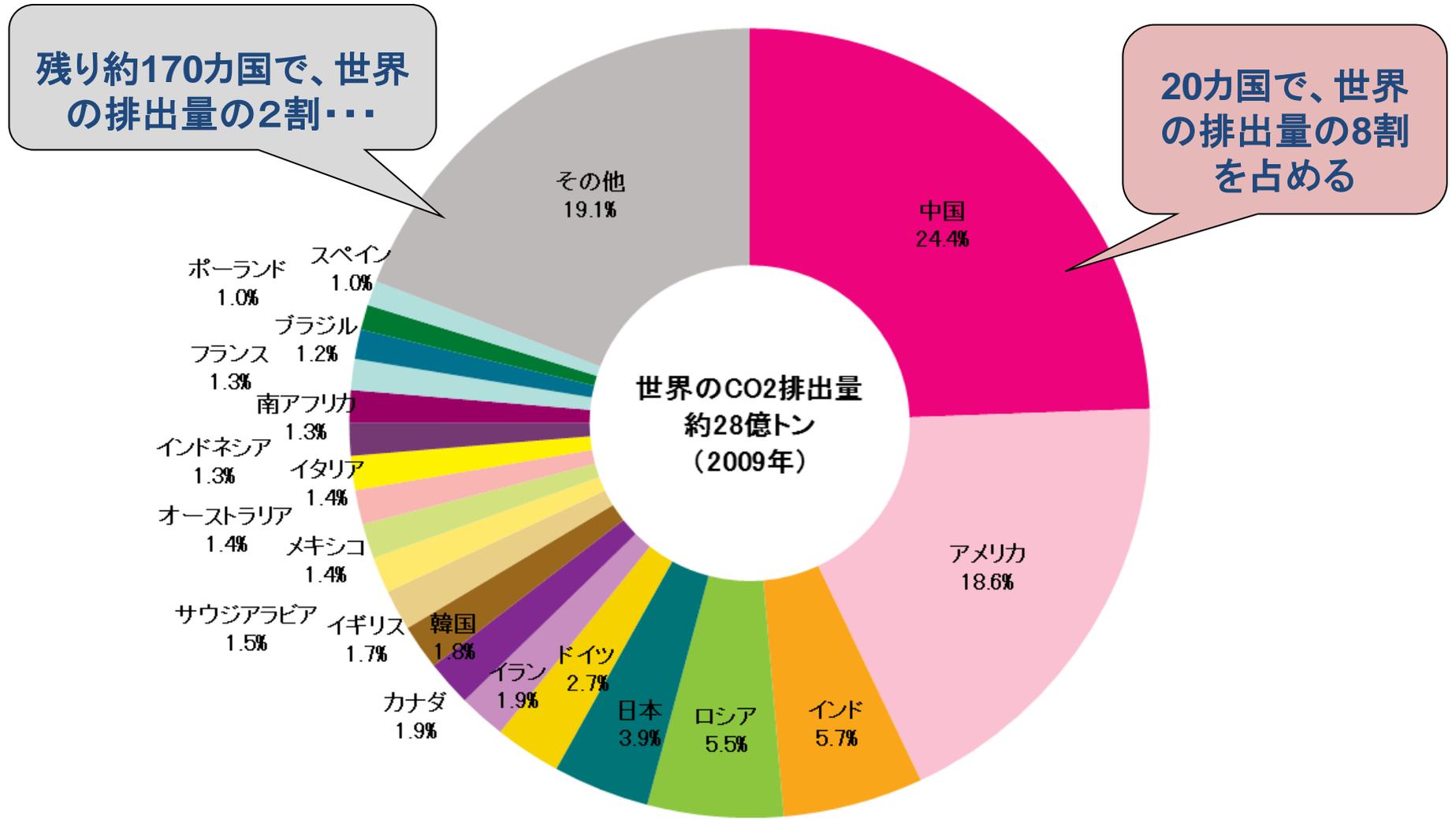
100年後には、1.8度から4度の上昇が予測される。

最大モデルでは6.4度も上昇



# 誰が排出している？

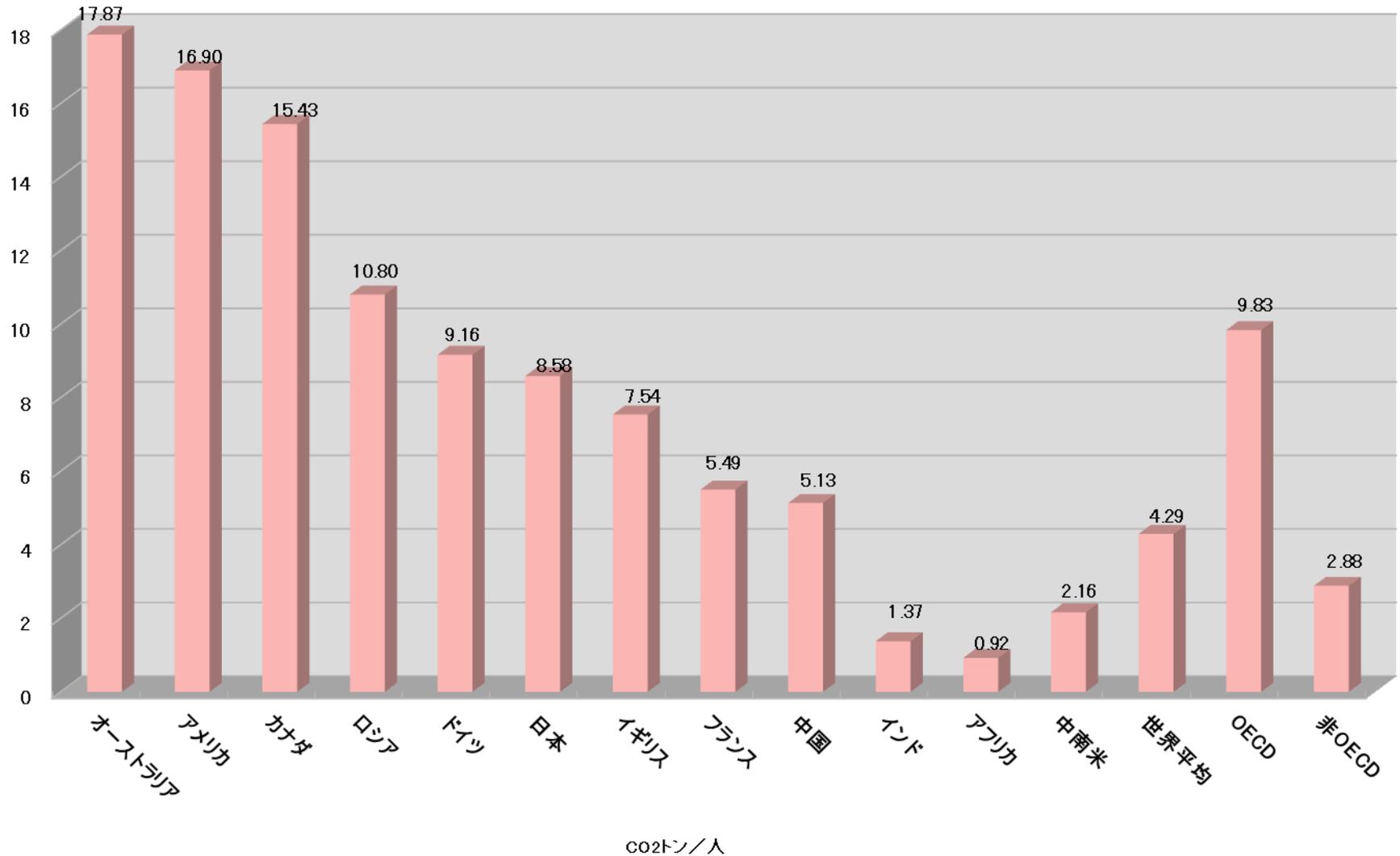
## 世界の国別CO2排出割合(2009年)



IEA ( [http://www.iea.org/publications/free\\_new\\_Desc.asp?PUBS\\_ID=2450](http://www.iea.org/publications/free_new_Desc.asp?PUBS_ID=2450) ),2012

# 一人当たりになるとどこの国が多い？

世界の1人当たりのCO2排出量(2009年)





# これまでの交渉

## 1992年 国連気候変動枠組条約 採択

初めての温暖化防止条約、しかし行動は自主的

## 1997年 京都議定書 採択

初めての法的拘束力のある削減目標を持った条約、  
米が離脱、しかしボン合意

## 2005年 京都議定書発効 モントリオール会議

第2約束期間の議論の場(AWGKP)と、米中を入れた対話が  
発足

## 2007年 バリ行動計画

初めて米中を巻き込む次期枠組みの議論の場(AWGLCA)が  
発足

## 2009年 コペンハーゲン合意

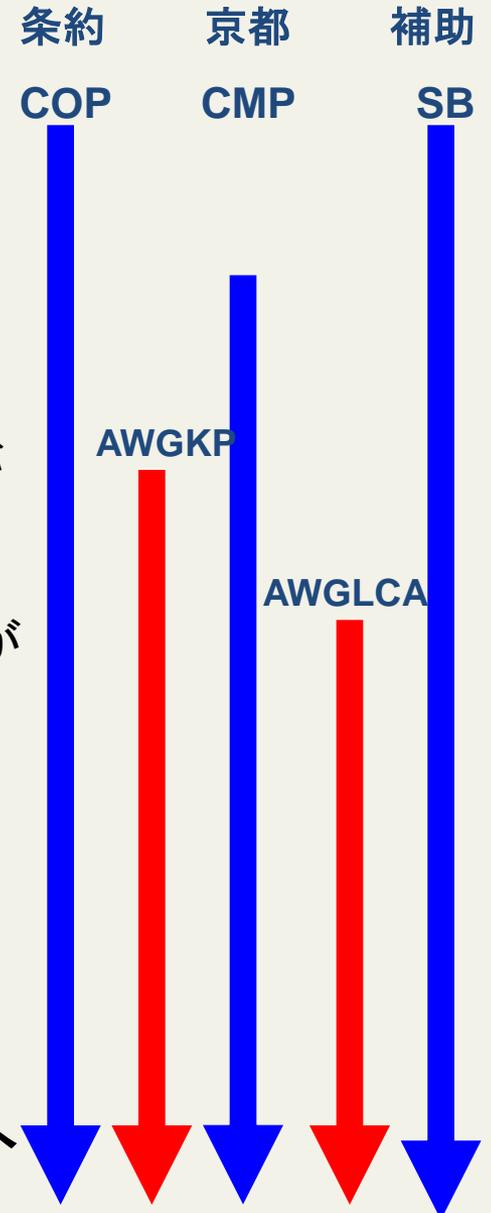
採択ではなく留意にとどまった緩い政治合意  
→ 国連プロセスへの疑問が蔓延・・・

## 2010年 カンクン合意

網羅的な中身の論点で、会議で正式に採択！  
→ 国連プロセスへの信頼回復

ただし、ぎりぎり歩み寄りの産物であるため、取り残しへの  
不満

## 2011年 ダーバン会議





# 気候変動枠組み条約の基本原則

## 「予防原則」

温暖化が人間活動によるものかどうか科学的に100%証明されていないなくても、重大で取り返しのつかない影響が予想される場合には予防的に対策を実施するべきという考え方

## 「共通だが差異ある責任」

温暖化を防ぐ責任は世界共通に負うが、現在生じている温暖化は、先に開発が進んで温室効果ガスを排出し続けてきた先進国が重い責任を負うという考え方

→京都議定書において、先進国が法的拘束力のある削減目標を持つことになった経緯



# 京都議定書：世界初の法的拘束力のある削減目標を持つ条約

- 第1約束期間(2008-2012)  
先進締約国全体で5%(1990年比)削減目標  
CO2を含めた6種類の温室効果ガス対象
- 1997年採択、しかし2001年米ブッシュ政権離脱、2005年にようやく発効

## 【一番の功績】

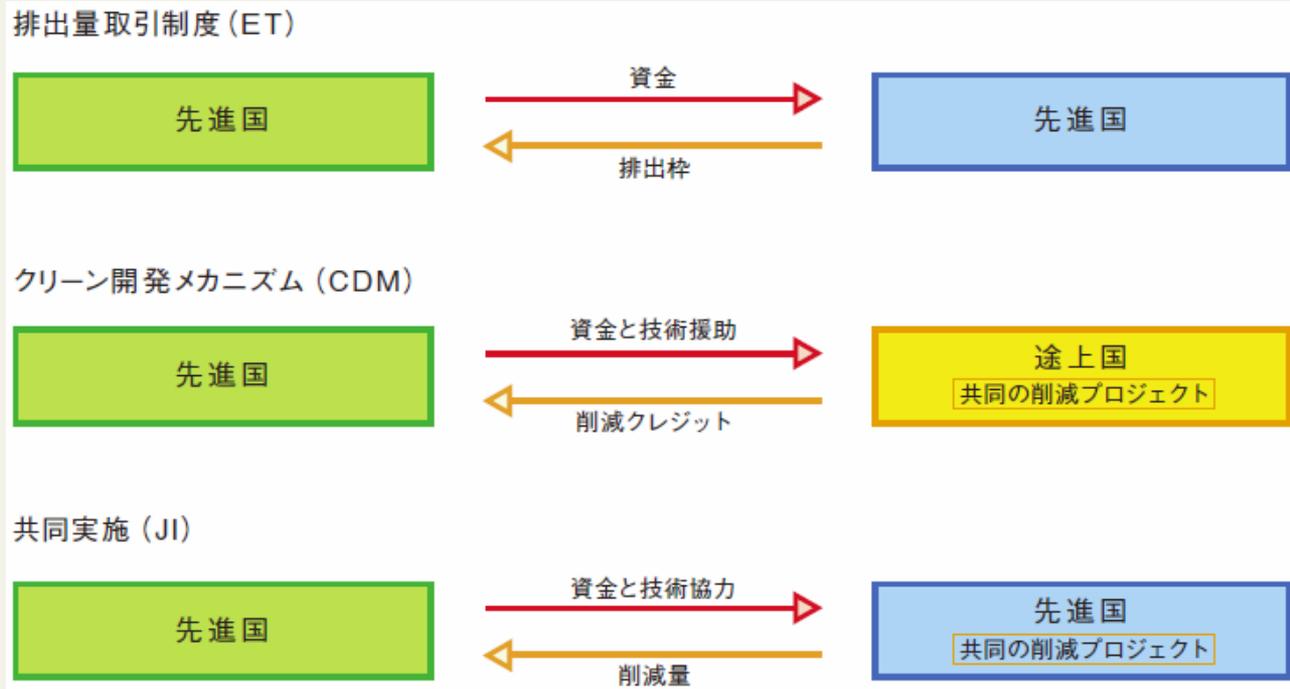
温暖化対策のための世界共通のルールを確立

# 京都議定書のルール

「炭素売買」 関連		排出量取引 (ET)	削減義務を持つ先進国同士が割り当てられた「排出枠」を売買する
	【京都メカニズム】 削減目標を持つ先進国が自国で削減する以外に目標を柔軟に達成するための仕組み	クリーン開発メカニズム (CDM)	先進国が資金と技術を提供しながら途上国で排出削減プロジェクトを行い、何も対策を行わない場合よりも削減することができたとみなす量を「削減クレジット」として先進国が目標達成に使える
		共同実施 (JI)	先進国2カ国が削減プロジェクトを行い、「削減量」を分配する
その他の 仕組み	吸収源	田畑や森林など、CO <sub>2</sub> を吸収する生態系のこと。国内の吸収源が吸収する量を、その国の削減量として組み込める	
	資金援助	途上国が温暖化の被害に対処（「適応」という）できるように資金援助を行う。「適応ファンド」と呼ばれるものなどがある	



# 京都議定書： 温暖化対策を経済活動に組み込んだ



京都議定書の削減目標＝新たな市場価値の産出【排出してよい枠】

売買できる炭素のルールを決めて、カーボンマーケットの誕生

温暖化対策という環境保護を市場経済に組み込み、多くの人の参加を促すスキーム



# 京都議定書:途上国の適応の支援

- 温暖化対策
  - 1) 緩和(排出削減)
  - 2) 適応(温暖化の影響に抵抗力をつけること)

低開発途上国(LDC)にとっては、適応が急務  
LDCほど温暖化の悪影響が早くから深刻  
LDCには自ら適応する資金や技術がない

温暖化の国際条約の役割

途上国の適応を資金的・技術的に支援すること  
→京都議定書で取り入れられた重要な仕組みの一つ



# 次期枠組み交渉の最も重要な3つのポイント

- ①アメリカを入れた先進国全体の野心的な削減約束を確保すること
- ②主要な途上国の削減行動を確保すること
- ③歴史的排出責任があり、負担能力がある先進国が、途上国の緩和と適応に対して資金、技術援助をする仕組みを確保すること



# 2010年COP16

## カンクン合意: 会議決定として採択

### 【主な内容】

- アメリカを含む先進国による削減自主目標の公表
- 中国など主な途上国のほとんどが削減自主行動を国際的に公表
- アメリカ・途上国の削減量を国際的に算定・報告・検証する仕組み(MRV, ICA, IAR)の立ち上げを決定
- 途上国の削減行動・適応を資金的・技術的に援助する仕組みGreen Climate Fund(GCF)・Climate Technology Center (CTC)などの立ち上げを決定
- 京都議定書の第2約束期間を設定するか、新たな次期枠組みの立ち上げかについては先送り



# カンクン合意に提出した 各国の自主目標

アメリカ	17%【2005年比】
EU	20～30%（他の先進国が同等の義務、及び途上国が適切な貢献をする場合）【1990年比】
オーストラリア	5～15～25%（450ppmで安定化できるレベルに世界が合意する場合）【2000年比】
日本	25%（すべての主要経済国が公平で効果的な国際枠組みの下で野心的な目標を持つ場合）【1990年比】
中国	GDP当たりのCO <sub>2</sub> 排出量原単位40～45%【2005年比】
インド	GDP当たりの排出量原単位20～25%【2005年比】
ブラジル	BAU（対策を行わないケース）より36.1～38.9%
南アフリカ	BAUより34%

注：目標提出した約140カ国すべての削減量を積み上げても、2℃未満の達成レベルには届かない。

（UNFCCCより作成）

3℃以上の気温上昇になると予測する研究報告もある。



# 新枠組みに向けた各国の主張

途上国	京都議定書(以下KP)は歴史的に責任のある先進国がリードをとって対策を行なうシンボル。KPなしには新枠組み合意なし	
	LDC,AOSIS	先進国・途上国ともに最大限の削減を
	中・印	新興国に義務がかかるのは不公平
米	締約国でないからKP関係なし 新枠組みは、中と米が同じ土俵であるべき(目標の種類やレベルが異なることは容認)	
日本・露 (加は離脱)	KPは世界の排出量の3割しか占めないから第2約束期間に目標を持たない	
EU (豪・NZ?)	他の主要国が同等の削減努力をすることを条件に、KPの第2約束期間に目標持つ	



## 2011年COP17

### ダーバン・パッケージに合意

- 1) 京都議定書第2約束期間（EUが他の主要国の新法的枠組み参加を条件に受け入れ）
- 2) すべての国を対象とする法的枠組みを2015年に採択（2020年以降に発効予定する）
- 3) 緑の気候基金（GCF）＝途上国の緩和・適応・技術援助に必要な資金の運営機関
- 4) カンクン合意（測定・報告・検証制度(MRV)や適応など）の実施



# 法的文書を目指す交渉における ”法的“言語の変遷

- A legal framework (2011/12/9 08:00)= 弱い法的表現
  - A Protocol or another legal instrument (2011/12/9 23:00) = 京都議定書を産んだベルリンマンデートと同じ言葉
  - A protocol, another legal instrument or a legal outcome = 弱い表現が追加
  - A protocol, another legal instrument or an agreed outcome with legal force = EUの解釈では法的拘束力がある枠組みへの合意
- 実際の“法的”拘束力の強弱については専門家の間でも意見が分かれる。しかし“すべての国を対象とした法的枠組み”の合意がされたとの解釈が優勢。



# 1) 京都議定書の第2約束期間

- 対象はEUとスイス、ノルウェー、それに他のヨーロッパ諸国
- オーストラリアとニュージーランドは数値目標提出検討中
- 日本とロシアは数値目標提出拒否
- カナダは12月12日に京都議定書離脱を宣言
  
- 第2約束期間の長さについて:
  - 島嶼国・後発開発途上国は5年を主張したが、EUは強く8年を主張。5年か8年かCOP18で決められる
- 対象ガス:
  - 追加され7ガスに
- CDMなど京都メカニズム:
  - 京都議定書数値目標なしの国々が活用可能かどうかは曖昧なまま



## 2) 次期枠組みプロセスの立ち上がり: 強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム 特別作業部会の設立

- 次期法的枠組みを2015年に採択、発効し、2020年以降に実施される。
- そのための作業部会を立ち上げる (ADP)
- ギャップの認識: 全体としての削減目標レベルが、産業革命前に比べて1.5度/2度未満に抑えるためには重大なギャップ(差)があり、それを引き上げなければならない。そのプロセスの作業計画を作ること

# 2011年COP17の決定事項の整理

- 1) 2020年まで    
 京都議定書第2約束期間 (AWGKP)+カンクン合意(AWGLCA)
- 2) 2020年後   
 ダーバンプラットフォーム作業部会(ADP)にて2015年に採択



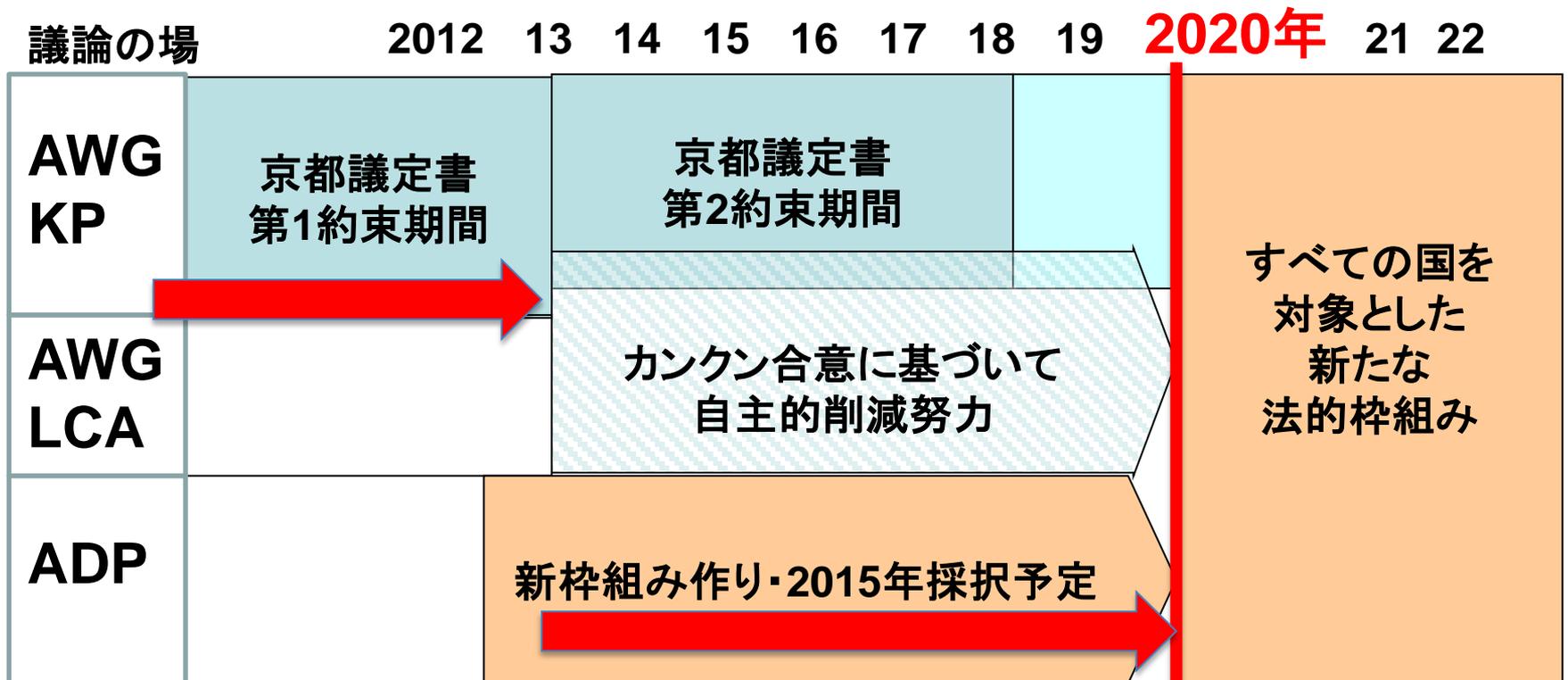
# 2012年国際交渉の整理

## 1) 2020年まで

京都議定書第2約束期間 (AWGKP) + カンクン合意 (AWGLCA)

## 2) 2020年後

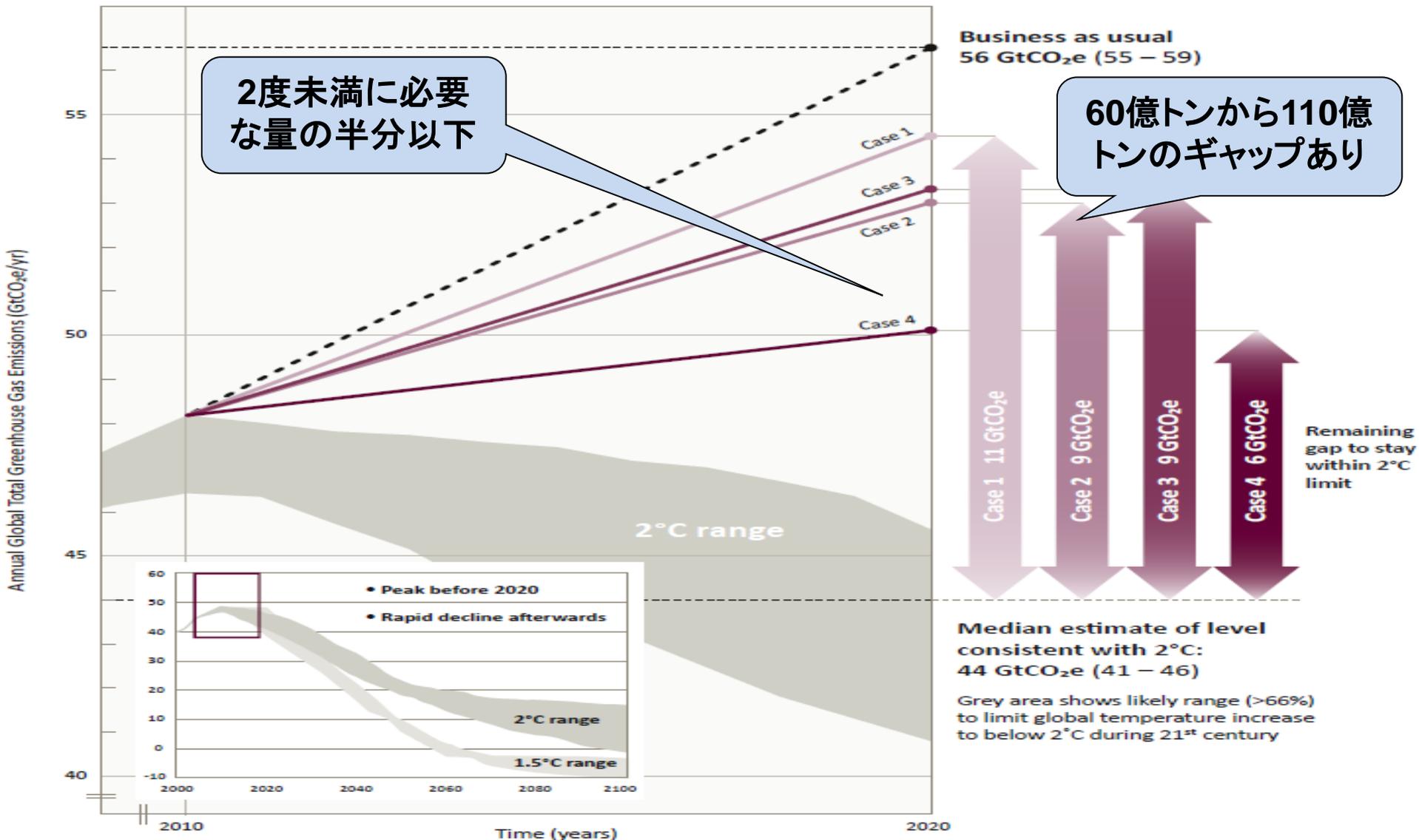
ADP (ダーバンプラットフォーム作業部会) にて2015年に採択





# カンクン合意の削減目標レベルでは、 60億～110億トンCO2足りない (UNEP 2011/11)

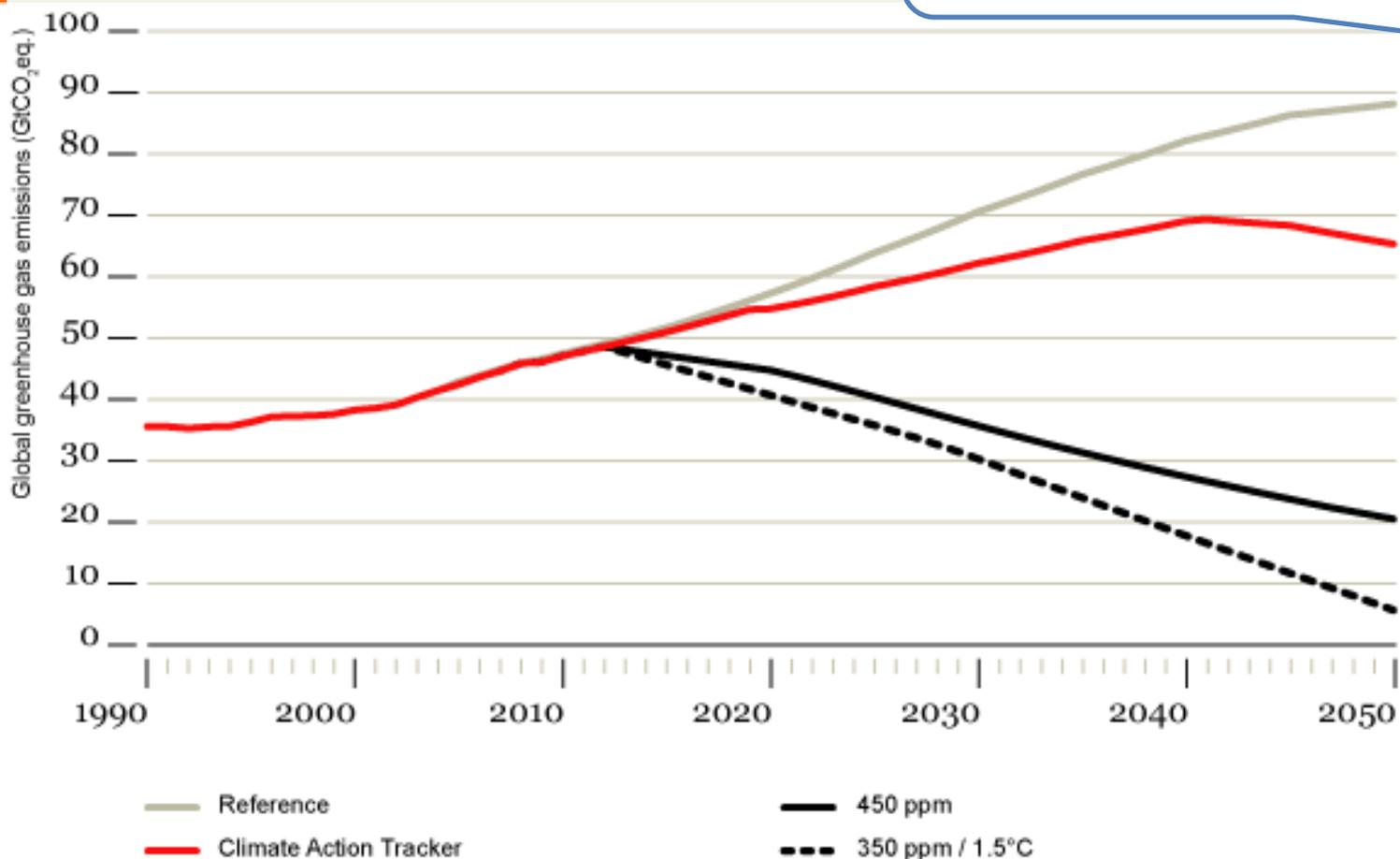
## The emissions gap



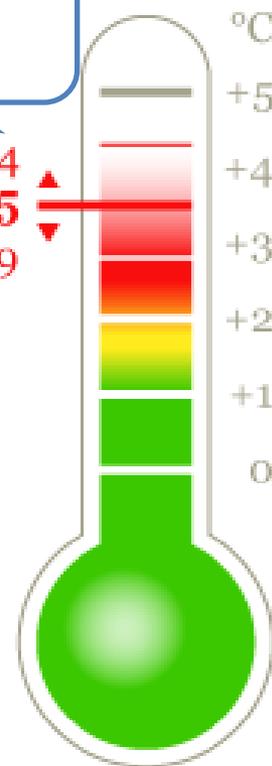


# このままでは、2度未満は達成できない

2100年には、2.9度から4.4度の  
気温上昇が予測される。

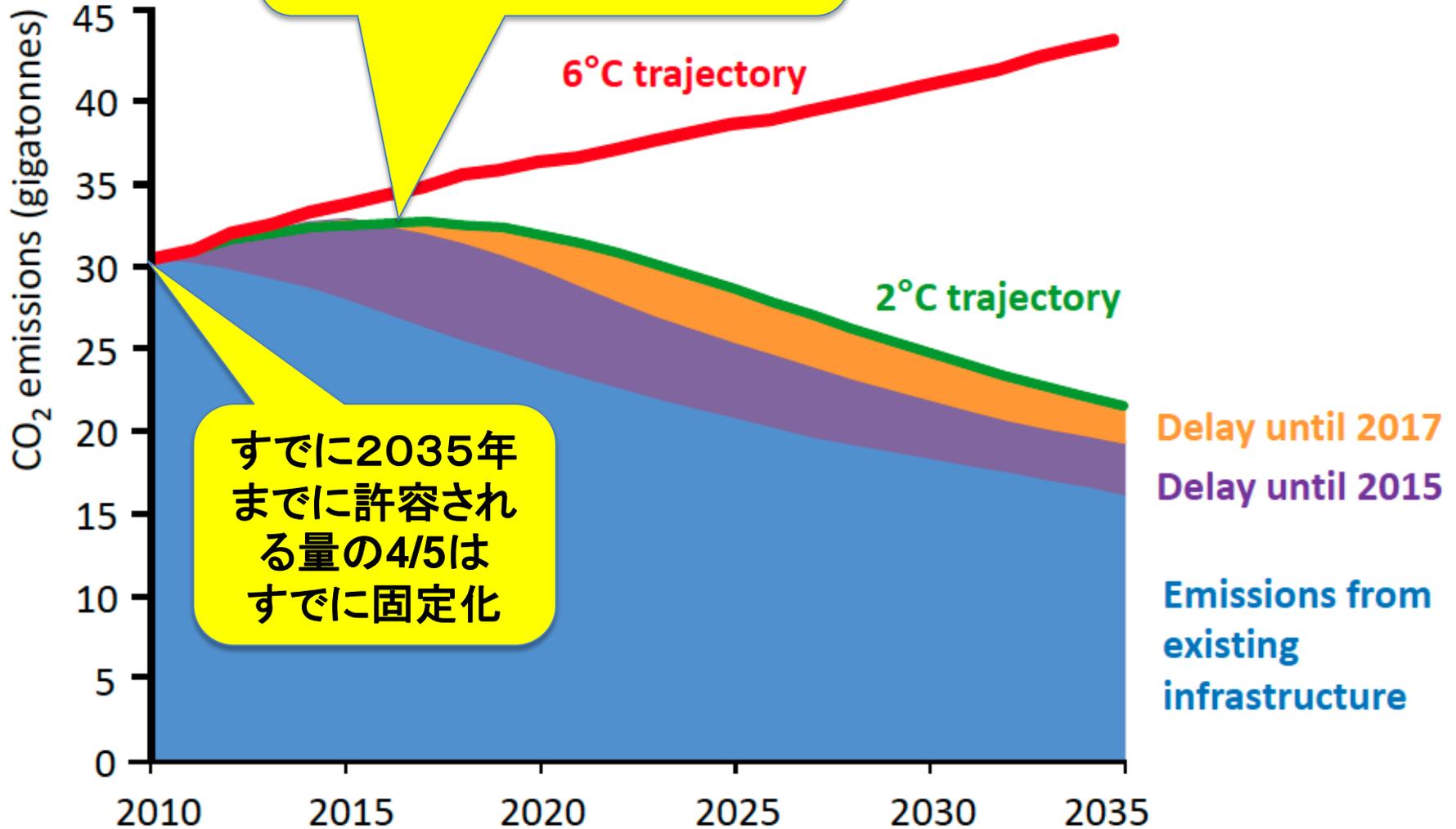


+4.4  
+3.5  
+2.9



直ちに行動しないと  
手遅れになってしまう

2017年まで対策が遅れると、  
その時点の導入インフラです  
べて排出



(出所) IEA 2011 *World Energy Outlook 2011*. IEA.



# ダーバンパッケージの最重要なポイント 削減量を引き上げていくべき

2011年12月COP17「ダーバンパッケージ」  
「1.5度/2度未満に抑えるに必要な削減量と、現実の削減  
目標には大きな差があるため、削減量を引き上げるべき」



2012年5月ボン会合と8月のバンコク会合で、  
削減量を引き上げる議論が続いている。



ところが、先進国と途上国が、責任分担と資金・技  
術援助を巡って深刻に対立……



# バンコク会合：途上国は、先進国に対して温暖化への責任と、途上国の削減努力・適応への支援を強く要求

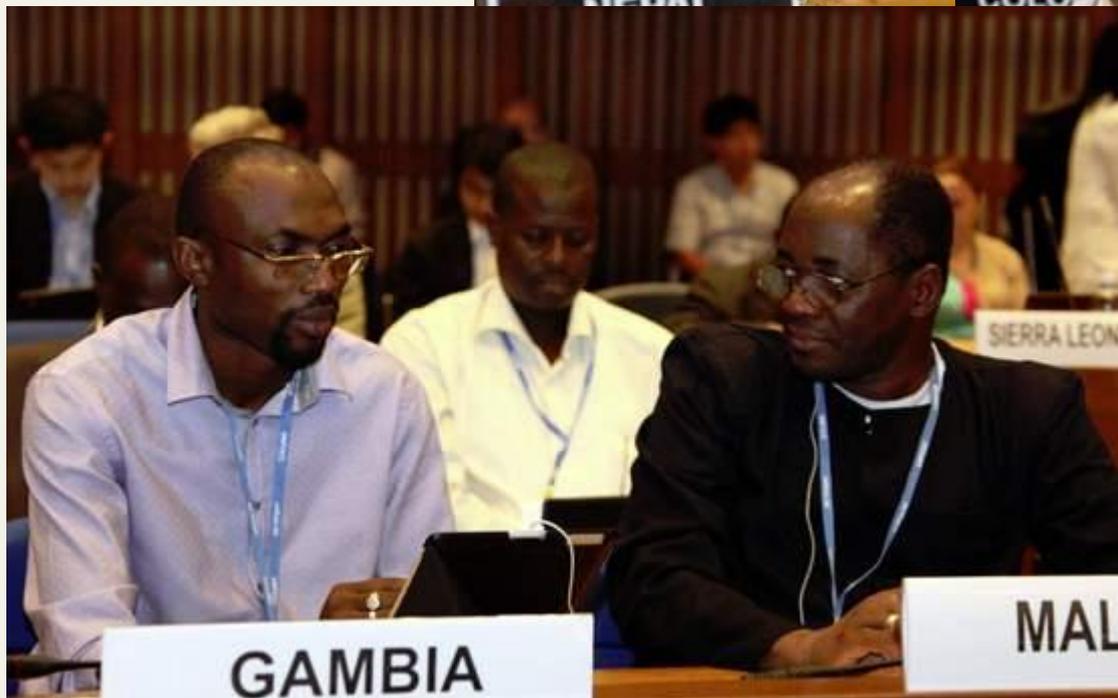


1.5度未満を達成する目標への引上げを訴える島国のグループ

途上国の削減努力への支援を重要視する  
アフリカ諸国



鋭く先進国を追求する途上国グループ代表アルジェリア





# 先進国は、自らの削減目標の引上げは消極的だが、途上国へは応分の削減負担を求める



交渉には後ろ向きなアメリカ

京都議定書参加の有無をまだ天秤にかけている豪



一人京都議定書に残るEUだが、苦戦を強いられる





# バンコク会議におけるADP議論

2012年はまだ交渉には至らないため、ラウンドテーブル方式で、自由に意見出し。

- ◆ 作業ストリーム1: ADPへのビジョン(2020年以降の将来枠組みについて)  
Decision1/CP.17 para 2-6
  - ✓ 国別の事情とは？
  - ✓ すべての国を対象にするとは？
  - ✓ 条約の原則(共通だが差異ある責任、つまり“**衡平性**”)をいかに反映するか？
  
- ◆ 作業ストリーム2: アンビション(2020年に向けて野心(各国の削減努力)の引上げについて) Decision1/CP.17 para 7-8
  - 1.5/2度未満を達成するために必要な削減量との差をいかに埋めるか
  - ✓ 途上国側: 先進国の削減量引上げと、削減目標達成遵守の仕組みの主張  
途上国の削減行動への資金と技術援助が不可欠と強調(“**衡平性**”)
  - ✓ 先進国側: 国連以外の取り組みの認定と強化、途上国で削減目標を出していない国への提出要請、CO2以外のガス削減努力など
  
- ◆ “衡平性”について、もう一つ議論の場が設定されていたが、上記二つの作業ストリームでも、衡平性についての議論が展開されたため、中止された。



## 先進国と途上国が、二つの責任分担を巡って対立の構図

### “衡平性”議論

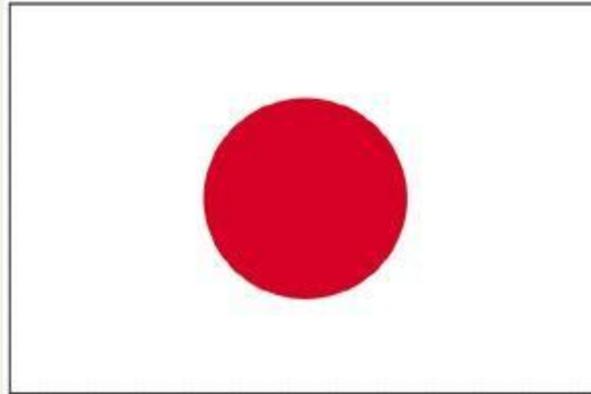
1. 削減努力の分担
2. 途上国の削減努力と適応への資金・技術援助

### バンコク会議の主なポイント

- ・ようやく2020年以降枠組みの中身の議論がはじまった。
- ・ 2度未満目標に足りない削減量をどう埋めるかの議論は行われているが、「衡平性」をめぐって対立
  - ・ AWGLCAが2012年に終了できるかどうかをめぐって議論が紛糾
  - ・ インフォーマルな議長ノートやサマリーがまとめられたが、交渉文書ではない
  - ・ COP18に向けて、閣僚級ラウンドテーブルやサブミッションなどの提案



## その中で、わが日本は？



京都議定書の第2約束期間に目標を持たないことを宣言してから、交渉への影響力が低下

バンコク会議では、二国間オフセット制度のみ熱心に発言

世界が削減量の引上げを交渉で模索している中、日本が中期目標の大幅な引き下げを発表すると国際交渉への著しい悪影響が予想される。

日本の取るべき道は？？？